

青梅市障がい者サポートセンターの指定管理者の指定について

青梅市障がい者サポートセンターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和7年12月4日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

記

1 公の施設の名称

青梅市障がい者サポートセンター

2 指定管理者となる団体

東京都青梅市大門2丁目261番地の1

特定非営利活動法人青梅市障害者団体連合会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで